

# 公益財団法人宮ヶ瀬ダム周辺振興財団役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

平成23年10月3日

平成24年3月28日改正

## (目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人宮ヶ瀬ダム周辺振興財団（以下「財団」という。）定款第19条及び第37条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「公益認定法」という。）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

## (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 理事長等とは、理事長及び常務理事をいう。
- (3) 地方公務員以外の役員とは、役員のうち理事長等を除く役員で地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条に規定する一般職及び特別職の地方公務員の職にある者以外の役員をいう。
- (4) 報酬とは、公益認定法第5条第13号で定める報酬をいう。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当及び旅費をいう。

## (報酬の支給)

第3条 理事長等には、職務執行の対価として月額で報酬を支給することができる。地方公務員以外の役員には、理事会出席等、必要の都度定額で、報酬を支給することができる。

2 理事長等で職員を兼務する者に対しては、職員給与規程に規定する給与は支給しない。

## (報酬の額等)

第4条 理事長等の報酬の月額は、報酬月額表（別表第1）の範囲内とし、理事長が評議員会の承認を得て、決めるものとする。

2 地方公務員以外の役員については、理事会等に出席した日数に応じて、報酬として日額2万円を支給する。

## (支給方法)

第5条 この規程による報酬の支給方法は、財団職員の例による。

(費用)

第6条 役員及び評議員が役職に伴う業務のため、理事会、評議員会等に出席したときは、その費用として、財団職員の例により旅費を支給する。

2 理事長等が業務のため旅行したときは、財団職員の例により旅費を支給する。

3 理事長等には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は財団職員の例による。

(公表)

第7条 財団は、この規程をもって、公益認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第8条 この規程の改正は、評議員会の決議により行うものとする。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、公益法人の設立の登記の日から施行する。(設立登記日 平成23年10月3日)

附則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

別表第1(第4条関係)

理事長等報酬表

理事長 月額 800,000円までの範囲内

常務理事 月額 500,000円までの範囲内